

短期入所生活介護サービス
介護予防短期入所生活介護サービス

ご 利 用 の ご 案 内

(重 要 事 項 説 明 書)

社会福祉法人 九十九会

ユートピアつくも短期入所生活介護事業所
ユートピアつくも介護予防短期入所生活介護事業所

重 要 事 項 説 明 書

短期入所生活介護（介護予防）サービス利用契約書

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第３７号１２５条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１ 事業者

事業者の名称 社会福祉法人 九十九会

法人所在地 名古屋市中区新栄三丁目３２番１７号

代表者氏名 安田 亮

電話番号 ０５２－２６３－３３８０

F A X ０５２－２６３－３３９２

２ ご利用施設

施設の名称 ユートピアつくも短期入所生活介護（介護予防）事業所

施設所在地 名古屋市中区新栄三丁目３２番１７号

施設長名 安田 亮

電話番号 ０５２－２６３－３３８０

F A X ０５２－２６３－３３９２

３ ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		名古屋市長の事業者指定		利用 定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	H 1 2 年 4 月 1 日	2 3 7 0 6 0 0 1 7 9	9 0 人
居 宅	通所介護（介護予防）	H 1 2 年 1 月 2 8 日	2 3 7 0 6 0 0 3 0 2	2 5 人
	短期入所生活介護（介護予防）	H 1 2 年 1 月 2 8 日	2 3 7 0 6 0 0 3 1 0	1 8 人
居宅介護支援事業		H 1 1 年 1 0 月 2 9 日	2 3 7 0 6 0 0 2 6 0	—

4 事業の運営基本方針

法人創立の理念である「人間尊重」の心に基づき、全職種、全職員が人と人とのふれあいを重視した老人福祉活動を実施します。

老人が持つニーズや社会の変化に合わせてユートピアつくもの機能を有効に発揮できる運営を目指します。

入所される老人のみならず、地域在住の老人に対しても柔軟に対応できるサービス体制を常に整え、地域の中で老人福祉資源としての役割を担い、存在価値を高めることがユートピアつくもの使命です。そのため、地域サービス事業の活性化のために、ボランティア活動への援助や地域諸団体との連携を大切にしています。また、職員は老人との信頼関係にたって思いやりのある態度で接することを心がけています。

5 施設の概要

特別養護老人ホーム・通所介護サービスと共用

敷地面積	2, 136. 11 m ²	
建物構造	鉄筋コンクリート造り	
	地下1階地上4階建	
建物面積	5, 110. 33 m ²	
利用定員	特別養護老人ホーム	90人
	短期入所生活介護事業	18人
	通所介護	28人
居 室	1室当たりの最大定員	4人 3室
	利用者1人当たりの最小床面積	8. 7 m ²
	1室当たりの最大定員	3人 2室
	利用者1人当たりの最小床面積	9. 6 m ²
廊 下	中廊下の幅	3. 1 m
食 堂		24. 6 m ² 1室
機能訓練室		32. 4 m ² 1室
浴室（一般浴室・機械浴室）		105. 5 m ² 2室
便所・洗面所		38. 8 m ² 3室
医務室		18. 9 m ² 1室
静養室		28. 8 m ² 1室
面接室		23. 8 m ² 1室

6 職員体制（特別養護老人ホームと兼務）

施 設 長	1名	常勤
生活相談員	2名	常勤
管理栄養士	1名	常勤
事務職員	2名	常勤
介護職員	30名以上	常勤
	2名以上	非常勤
看護職員	4名以上	常勤
機能訓練指導員（理学療法士）	1名以上	常勤
嘱 託 医	2名	非常勤

7 職員の勤務体制

施設長		8 : 30 ~ 17 : 30	常勤で勤務	4週8休
生活相談員		8 : 30 ~ 17 : 30	常勤で勤務	4週7休
管理栄養士		8 : 30 ~ 17 : 30	常勤で勤務	4週7休
事務職員		8 : 30 ~ 17 : 30	常勤で勤務	4週7休
介護職員	早番	7 : 30 ~ 16 : 30	※常勤で勤務 原則として4週7休 (5人)	
	日勤	8 : 30 ~ 17 : 30		
	遅番	10 : 00 ~ 19 : 00		
	夜勤	16 : 15 ~ 10 : 15		
看護職員	日勤	8 : 30 ~ 17 : 30	※常勤で勤務 原則として4週7休	
	遅番	10 : 00 ~ 19 : 00		

嘱託医	内科	週2回	非常勤
	精神科	月2回	非常勤

8 営業日およびご利用について

営業日	・ 年中無休（平日のみ送迎を行っております）
ご予約の方法	・ ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の3ヵ月前から受け付けております。
入退所時間	・ 入所は原則10時から11時、退所は原則16時から17時までにお問い合わせ致します。

9 施設サービスの概要

利用料	介護費：介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は居宅介護（支援）サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護（支援）サービス基準額相当額です。)
-----	---

基本料金（1日当たり）1単位：10,833円

	単位	実費負担	本人負担 (1割負担)	本人負担 (2割負担)	本人負担 (3割負担)
要支援1	451単位	4884円	488円	977円	1465円
要支援2	561単位	6076円	608円	1215円	1823円
要介護1	603単位	6530円	653円	1306円	1959円
要介護2	672単位	7278円	728円	1456円	2183円
要介護3	745単位	8068円	807円	1614円	2421円
要介護4	815単位	8826円	883円	1765円	2648円
要介護5	884単位	9574円	957円	1915円	2872円

※ 長期利用者減算及び長期利用の適正化により、連続して30日を超えた日から基本単位より30単位を差し引くものとする。

加算料金等（１日当たり）

	単位	費用総額 (実費負担)	本人負担 (１割負担)	本人負担 (２割負担)	本人負担 (３割負担)
① 夜勤職員配置加算（Ⅲ）	１５単位	１６２円	１６円	３２円	４９円
② 看護体制加算（Ⅲ）	１２単位	１３０円	１３円	２６円	３９円
③ 看護体制加算（Ⅳ）	２３単位	２４９円	２５円	５０円	７５円
④ 機能訓練指導体制加算	１２単位	１３０円	１３円	２６円	３９円
⑤ サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）イ	２２単位	２３８円	２４円	４８円	７１円
⑥ 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	１日につき所定の単位数×１４％				
⑦ 送迎加算（片道）	１８４単位	１９９３円	１９９円	３９９円	５９８円
⑧ 療養食加算	１食につき８単位				
⑨ 若年性認知症利用者受 入加算	１２０単位	１３００円	１３０円	２６０円	３９０円
⑩ 緊急短期入所受入加算	９０単位	９７５円	９７円	１９５円	２９２円
⑪ 医療連携強化加算	５８単位	６２８円	６３円	１２６円	１８８円
⑫ 看取り連携体制加算	１日につき６４単位				
⑬ 生産性向上推進体制加 算Ⅱ	１月につき１０単位				

※介護予防は⑥～⑨が対象。⑩～⑫は該当者のみ。

居住費：基準費用額 ９１５円／日

	第１段階	第２段階	第３段階	第４段階
多床室	０円／日	４３０円／日	４３０円／日	９１５円／日

食費：基準費用額 １，４４５円／日（朝食３００円 昼食６６５円 夕食４８０円）

	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
食費	３００円／ 日	６００円／ 日	１，０００円 ／日	１，３００円 ／日	１，４４５円 ／日

食事の介助

- ・栄養士の手立てによる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。（食材料費は給付対象外です。）
 - ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します
- 朝 食 ７：３０ 昼 食 １２：００ 夕 食 １８：００

排泄の介助

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
- ・おむつを使用する方に対しては、１日５回の交換を行なうとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行ないます。

入浴の介助

- ・週２回の入浴または清拭を行ないます。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。

着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員（理学療法士）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	・看護師により、健康管理に努めます。急変の知らせを受けた場合、ご家族は至急来所してください。また、入院が必要な場合は、家族の責任において処置していただきます。 ・万が一、場合によって夜間巡回時など既に心肺停止状態にあることも考えられます。施設内で死亡された場合は主治医に連絡をとって死亡確認をして頂く等の対応をお願いします。
相談および援助	・当施設は、利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送 迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、自宅から来所が困難な方は、相談に応じてリフト付きの送迎車で入退所の送迎（以下、送迎）を行ないます。 ※利用料は、別途徴収いたします。（保険給付内） ・自宅以外（病院や施設等）からの来所の方は、相談に応じて送迎を行います。 ※利用料は、別途徴収致します。片道2,000円。（保険給付外） 送迎範囲：中区、千種区、昭和区、東区 ※平日のみ送迎を行っております。
緊急時の対応	・利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
教養娯楽施設の利用	・当施設では、次の教養娯楽を整えております。 喫茶コーナー （毎週月・木曜日） 費用——実費
理容の利用	・カット1,950円 顔剃り650円（毎月第1月曜・火曜） 実費

10 個人情報・苦情・相談窓口

- ・ユートピアつくも短期入所生活介護事業所 電 話 （052）263-3380
 - <解決責任者> 施設長 安田 亮
 - <相談窓口> 生活相談員 鋤柄 大地
- ・お住まいの各区役所 福祉課
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 電 話 （052）-971-4165

1 1 防災設備等

- ・ 防火設備 避難階段… 2ヶ所 非常階段… 11ヶ所
非常口・防火シャッター… 24ヶ所
- ・ 消防用設備 屋内消火栓… 13ヶ所 スプリンクラー設備有り
避難器具（すべり台）… 1ヶ所
自動火災報知設備、非常通報設備、非常警報設備および非常電源設備有り

1 2 事故発生時の対応及び賠償責任

- ・ サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 当施設は、万一の事故の発生に備えて、以下の賠償責任保険に加入しております。
サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、これらの保険の補償範囲内において誠意を持って損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、利用者の側に過失が認められる場合には、損害賠償の額を減じることができます。

社会福祉施設総合損害補償

- ・ 契約者 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL 0120-985-024
- ・ 取扱代理店 巴産業株式会社 トモエ保険センター
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山3-2-16
TEL 052-331-1596

1 3 非常災害対策

- ・ 当施設では、次の者を非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。
非常災害対策に関わる担当者（防火管理者） 副施設長 鋤柄 大地
- ・ 当施設では、非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制を整備して、当施設の職員に周知しています。
- ・ 当施設では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
消防訓練（1回目）	9月頃	避難、救出、消火等（日中想定）※地震・水害も想定
消防訓練（2回目）	3月頃	避難、救出、消火等（夜間想定）

※各訓練によっては、所轄消防署等関係機関が立ち合いする場合もあります。

※訓練内容によっては、入所者等も参加する場合があります。

※当施設の都合や状況に応じて実施時期を変更する場合があります。

1 4 身体拘束等の原則禁止

- ・当施設では、原則として入所者に身体拘束等を禁止しています。
ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険（自傷他害等）がおよぶことが考えられるときは緊急やむを得ない措置として、入所者及びその家族に対して、説明し同意を得た上で、次の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

① 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入所者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
② 非代替性	身体拘束以外に、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。
③ 一時性	入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

（１）身体拘束等を行う場合の手続について

当施設では、「身体拘束等廃止委員会」を設置しています。当該委員会は、3月に1度開催し、身体拘束等の実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

- ① 身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間、方法等を含め、あらかじめ入所者又はその家族に説明して同意をいただきます。
- ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。
- ③ 身体拘束の解除、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入所者又はその家族に説明して同意をいただき、身体拘束等の必要がなくなった場合は直ちに身体拘束等を解除します。

なお、身体拘束等の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

1 5 虐待防止に関する事項

- ・当施設は、入所者の権利擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じています。
- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 副施設長 鋤柄 大地
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- ・職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
虐待防止研修…従業員の入職時、年2回の研修を実施
- ・職員が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整えるほか、職員が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度届出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反してご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品等の 管理	所持品・現金等貴重品は、持ち込まないでください。 紛失・盗難にあっても責任は負いません。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
禁止事項 (職員に対するハラスメント)	①身体的・精神的な攻撃 ②セクシャルハラスメント ③過剰又は不合理な要求 ④ 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束

上記のサービスについて、説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名

身元引受人氏名